

食肉処理高度化緊急特別対策事業

1 事業の目的

食肉処理施設の老朽化・稼働率の低下が課題となる中で、食肉処理施設の必要な設備等の整備を進めなければ、我が国の食肉供給システムに支障が生じるおそれがあることから、食肉処理施設にとって必要不可欠な浄化槽・冷蔵設備等の整備・改修を支援することにより、食肉流通の円滑化を図るとともに、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国の畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

既設の食肉処理施設において、施設の老朽化のため、2施設以上が集荷、販売及び流通等に関する連携計画を策定した場合に、浄化槽、冷蔵庫等の整備・改修を支援する。

3 事業実施主体 農業協同組合等

4 所要額（補助率） 3,000百万円（1／2以内）

担当課：畜産局食肉鶏卵課
代表：03-3502-8111 内線 4941